

御殿場市商工会主催

## 消費税軽減税率実務処理のポイント

平成31（2019年）年10月1日（火）から、消費税軽減税率が導入される予定です。スタートまで1年をきりました。消費税は10%に上がり、軽減税率対象商品は8%になる予定です。

本講習会では、消費税の仕組みと軽減税率が導入されたあとどのような実務があるのかを解説いたします。

今までの制度では消費税と無縁だった、免税事業者の方も日々の取引の中で知識として必要になる可能性がありますので、ぜひ受講をご検討ください。

特に、企業間取引（B to B）の業務が中心の方は注意が必要です。

日時：平成30年11月22日（木）14：00～

会場：御殿場市民会館3階 第7会議室

対象：御殿場市内の商工業者

受講：無料

講師：芹澤光春税理士事務所 芹澤光春 税理士



平成30年11月9日（金）申込締切

下記へご記入いただき、FAX0550-84-0605までご返信ください。

\*複数の受講も可能です

お名前	事業所名	業種	お電話

問い合わせ先：御殿場市商工会 記帳担当：荒木・勝又啓

TEL：0550-83-8822